

事務連絡
令和2年4月1日

放課後等デイサービス事業所 管理者様

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課

学校臨時休業に伴う放課後等デイサービス給付費の請求について

1 主旨

新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業として、国の「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス特別支援事業」に対応するため、本市の支給決定者に係る放課後等デイサービス給付費の請求方法について案内するものです。

なお、この請求方法は本市の支給決定者に限るものであり、他市町村の支給決定者に係る請求方法は、その自治体の指示に従ってください。

2 請求システムによる請求方法

今回の臨時休業に伴うかかりましの利用者負担額及び給付費については、本市の支給決定者及び対象事業所数が多いため、通常国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）請求で対応することとします。ただし、国保連請求で対応するため、利用者負担額及び上限額管理において、通常とは異なる請求方法で請求していただく場合があります。詳しくは、【別紙1】に請求方法の説明を記載していますので、参照のうえ請求データを作成してください。

3 特別支援事業に係る本市への提出物

本件の特別支援事業に伴うかかりまし分（給付費＋利用者負担額）については全額国庫補助で実施するため、下記の書類を提出してください。

(1) 提出書類【別紙2】及び【別紙3】

(2) 提出先

〒460-8508（住所不要）

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係
（特別支援事業に係る放デイ請求事務担当宛）

(3) 提出期限

提出期限…令和2年4月17日(金) (17日の消印有効)

4 留意事項

(1) 支給決定の支給量を超えて障害児通所支援サービスを利用した際の請求について

→3月提供分において、支給決定の支給量を超えて利用した障害児通所支援サービスにおいて、一部請求システムでは本来の支給量を超えての実績記録票及び、明細書が作成できない仕様となっております。

3月提供分におきましては、各請求システムの対象者管理等において、実際の3月実績支給量(代替サービス日、欠席加算日含む)を決定支給量にして実績記録票・明細書を作成していただきますようお願いいたします。

(2) 令和2年3月2日から令和2年3月24日については、国保連請求によって対応するため、学校臨時休業に伴うかかりまし分については、休業日扱いで基本報酬を算定してください。なお、上記の一斉臨時休業の終了に伴い、私立学校等で個別の対応等により学校の授業が行われる場合は、原則として、平日単価を適用することになります。

(3) 本件の特別支援事業に伴うかかりましの請求は、原則として、令和2年4月の国保連請求で行ってください。